

特集
2

滞納は許さない

— 税負担の公平性を確保するために —

● 問合せ 税務課収納対策室 (☎032152)



地方自治は、税金で成り立っています。つまり、福祉や健康保険といった社会保障、教育、道路整備などの公共サービスを支えているのは、納税者である市民の皆さんなのです。

その市税や国民健康保険税などの滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障を来すことにもなりかねません。そして何よりも、滞納という行為は、納期限までに納税している人たちとの公平性を欠くものです。

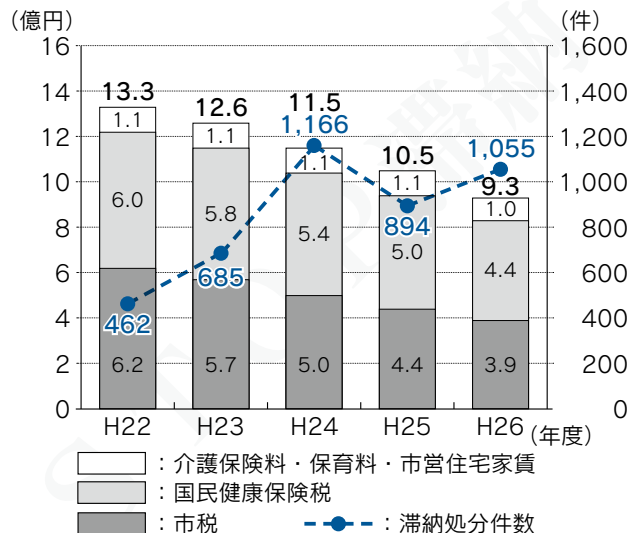
市は、皆さんの個々の状況に応じて、納税方法などの生活改善に向けた相談を受け付けています。

しかし、事前に相談もなく納付しない人に対しては、法律に基づいて、徹底した滞納処分（差押え）を行います。今回の特集では、市税などの滞納の現状や、実際に現場で滞納処分を執行する職員たちの思い、滞納の解消に向けた市の取り組みなどを紹介します。



↑ 差押調書の一例

【グラフ】滞納額（収入未済額）と滞納処分件数の推移



《解説》収入未済額

ある年度に、収入すべきと決定した金額のうち、出納整理期間（翌年度の4月1日から5月31日まで）までに納付されなかった額をいいます。収入未済額は、次年度の収入として繰り越されるため、引き続き徴収を行っていくことになります。

滞納の現状と対策

これまでに、市の税金はどのくらい滞納され、滞納処分が実施されたのでしょうか。また、滞納が発生した場合、自治体はどのような対策を講じているのか見てみましょう。

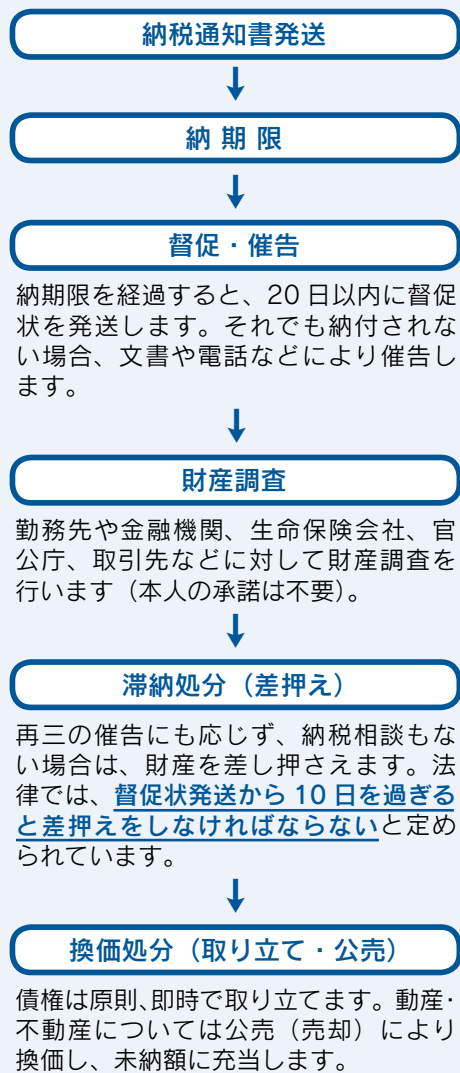
滞納額は約9億円

市税や国民健康保険税などの滞納額（収入未済額）《解説》と滞納処分件数の推移は、左の【グラフ】のとおりです。滞納処分の強化により、処分件数は平成25年度に一時減少したものの、おおむね増加するものと

ともに、収入未済額は減少しています。

しかし、平成26年度末時点の収入未済額は、約9億3000万円、うち市税が約3億9000万円、国民健康保険税が約4億4000万円などで、今後も滞納整理を継続する必要があります。

《滞納処分の流れ》



滞納者には「滞納処分」

「滞納処分」とは、納期限から一定の期間を過ぎても、市税や国民健康保険税、使用料などが納付されない場合に、期限内に納税した人との公平性の観点から、滞納市税に充当するため、滞納者の意思に関わりなく、滞納者の財産を差し押さえることをいいます。

《対象となる財産の例》

- 債権 預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など
 - 不動産 土地、家屋など
 - 動産 自動車、テレビ、美術品など
- 差押えは、納付可能な経済状況にありながら納めない人

や、納税相談に応じない人など、納税への誠意が見られない滞納者に対して執行します。滞納処分を受けると、経済的な不利益や、社会的信用を失うことにもなりかねません。

財産調査・差押え・換価

市税を滞納した場合、市は地方税法や国税徴収法に基づいて滞納者の財産を調査し、滞納処分（差押え・換価）を行い、滞納市税に充当します。

◆ 財産調査

● 給与調査 滞納者の勤務先に対し、給与の支払状況を照会します。

● 預金調査 滞納者の預金口座と残高を調査します。

● 不動産調査 滞納者が所有

する不動産の登記簿を調査し、換価する価値があるかを判断します。

● 家宅搜索 滞納者の財産所有状況が不明な場合などに、自宅などを搜索します。

◆ 差押え

滞納者が所有する財産（債権、不動産、動産など）を差し押さえます。

◆ 取り立て・換価・充当

● 債権（給与・預金など） 給与や預金、生命保険などの債権を差し押さえた場合は、滞納市税に充当します。

● 動産・不動産など

動産や不動産を差し押さえた場合は、公売会などを通じて売却し、換価した代金を滞納市税に充当します。

滞納額回収『実行部隊』の最前線

市税などの滞納額の回収を専門とする『税務課収納対策室』。その職員たちは、搜索や差押えの現場でどのような気持ちで業務に当たっているのでしょうか。

担当職員的心境は複雑

家宅搜索や差押えなどの滞納整理業務を担当する職員は、このように語ります。「仕事とはいえ、できれば個人のプライバシーの領域に踏み込むことはしたくありません。でも、期限内に納税した人との公平性を保つために、日々の業務に取り組んでいます」。



市は、搜索や差押えを行う前に、滞納者に督促状を送ったり、電話で催告したりします。それでも納付の意思が見られない場合、債権（給与、預金など）や不動産があるかを調査します。単なる悪質な滞納者なのか、それとも生活困窮者なのかを判別するためにも必要な行為ですが、滞納者の多くは本当に生活が苦しく、財産を持っていないケースです。そのたびに職員たちは、やるせない気持ちになる

といいます。「どういう理由であれ、滞納する前に、まずは相談してほしい」と。

裁判所の令状は不要

税金が滞納された場合に、市が行う財産調査や差押え、換価などの手続きは、法律で自治体に認められた権限であり、当然、裁判所の令状は不要です。また、調査や差押えについて、市からの事前連絡も必要ありません。

緊迫感に包まれる現場

家宅搜索は、複数の職員で班を編成して実施します。あの職員は、このように打ち明けてくれました。「相手の顔や人間性がわからないまま、家の中に入るわけですから、正直、不安があります」。

滞納者宅に到着すると、玄関先で班長が滞納者と一対一で話しながら、まずは滞納額の一括納付を促します。しかし、素直に応じる滞納者ばかりではありません。

「1時間以上も押し問答になったことや、危うく殴りかかれそうになったこともあります。脅迫されて身の危険を感じたときは、さすがに、警察を呼びました」と、体験談を教えてくださいました。

そして、滞納者が一括納付を拒否したとき、その場で搜索を宣言して宅内に入り、滞納者の立ち会いの下で作業が始まります。



↑滞納者の車両を差押（タイヤロック）する職員

滞納者自身のために

家宅搜索は、財産を見つけてだけでなく、滞納した理由を探ることも目的の一つです。郵便物などの書類を確認したり、班長が滞納者から生活状況を聞き取ったりします。状況によっては、その場で納税相談の日程も調整します。

滞納額の返済は、数年間は当年の税金に滞納分が上乗せされて苦しいものの、それを乗り越えれば楽になります。班長を経験した職員はこうのように言います。

「滞納者の多くは『月収が少なく』『ほかに借金がある』などと言いつつ、返済できない。今日は1万円納めて、後日相談に来るから搜索をやめてくれ』と言う人もいますが、絶対に受け付けません。そんなことをしても、滞納者のためにならないからです。そんなとき、月収が少なくても、納税相談に通いながら必死に納める人の姿が脳裏をよぎるといいます。「自分勝手な都合で納めない滞納者には怒りさえ覚えますよ。逃げ得は絶対に許されません」。

滞納整理の最前線に立つ職員たちを鼓舞するものは、滞納額の削減を通じて市の財政を支えるという『使命感』と、善良な市民の負託に込められるという『正義感』なのです。

県下一斉に『給与差押』を実施します

佐賀県と県内18市町で組織する『佐賀県滞納整理機構』では、個人市・県民税の滞納者の給与差押えを今年度も県下一斉に実施することになっています。市もこの取り組みに参加しており、今後、給与の差押えを予告しても納付や相談がない場合に、給与の差押えを実施していきます。

差押物件は換価して充当

市は、入札やせり売り（オークション）などの方法で、定期的に公売を実施しています。皆さんも参加してみませんか。

動産・不動産は公売

市は、差押物件を換価し、滞納市税に充当するために、また、税金を滞納すると財産の差押えを受けて売却される、と皆さんに危機感を持ってもらうために、公売を実施しています。

①インターネット公売

平成19年度から民間のオークションサイト (<http://www.yahoo.co.jp/auktion>) に登録し、定期的にインターネットによる公売を実施しています。



↑ 官公庁の公売オークションサイト

②合同公売会

今年度も『九州市町村合同公売会』に参加する予定です。

- 開催月・場所（予定）
- ▽8月 佐賀県有田町
- ▽9月 長崎県西海市
- ▽10月 福岡県篠栗町
- ▽11月 宮崎県新富町
- ▽福岡県宗像市
- ▽1月 長崎県平戸市



↑平成25年度に伊万里・有田地区で開催された九州市町村合同公売会のようす

滞納は放置せず相談を

市は、納付が困難な人と一緒になって、滞納を解消する方法を探っていきます。納税が難しい場合は次の相談窓口を利用してください。

延滞金は年9・1%

たかが税金、と侮っていると、大きな代償が待っています。税金の滞納を放置すると、滞納者の意思に関係なく、法に基づき、年9・1%（1万円につき1日当たり2・5円）の延滞金が発生します。これは、公共サービスの財源である税金を納期限までに納付しなかったことに対する罰則的な意味合いもあり、市中銀行などの預金金利よりも高い率です。したがって、税金を納めずに預金していても、利子

滞納する前にまずは相談

をはるかに超える延滞金が発生することになり、まったく意味がありません。

病気や失業、災害など、やむを得ない事情で、期限内に納付が難しい場合は、早めに税務課に相談してください。滞納となった税金は一括納付が原則ですが、生活状況などを聞き取ったうえで、徴収の猶予（分納）などを行うことができます。ただし、虚偽の申し出があったり、納付計画を守らずに不履行

～税金の納付は納期限内に～

税金は、さまざまな市民サービスの原資となるものです。毎年、市が各種事業を実施するためには、市民の皆さんに定められた納期限内に税金を納めなければなりません。

定められた納期限を過ぎても納付されない場合は『滞納』となり、滞納状態が続いた場合、法に基づいて滞納処分をすることになります。納付状況を確認のうえ、期限内に納付してください。税金の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。

FPによる生活改善相談

市は、『FP（ファイナンシャルプランナー）』を配置しています。借金などで家計が苦しく、生活に困っている人に対して、家計改善に向けた提案を行います。お金のプロが徹底して話を聞き、納得いくまで付き合いますので、まずは相談してください。なお、相談には予約が必要です。



↑FP（ファイナンシャルプランナー）による生活改善相談のようす

相談日

第1・3金曜日、第4日曜日

受付時間

午前9時～午後4時

場所

伊万里市役所税務課内